



# インターラントリー Intercountry ISSJ Newsletter 第58号

## 養子縁組後の相談窓口



Webサイト



ISSJが関係するケースだけに限らず、養子縁組成立後の様々な悩みに寄り添う相談窓口として、2021年に開設しました。

ISSJは、設立以来、養子縁組に関する資料を当時の形のまま保管しています。数十年前の記録には、紙が劣化し、印字が薄くなっているものもあります。災害に見舞われると、燃えてしまったり、紛失することもあるでしょう。そんな心配を抱えながら、資料を保管している団体はISSJだけではないはずです。

## 記録の永年保管に向けて



養子縁組の審判書、戸籍謄本、ソーシャルワーカーの報告書、生みの親からの手紙や写真など、一枚ずつスキャンし、データベース化しています。

## 「自分の知らない記憶」を探して

ISSJが運営する養子縁組後の相談窓口に、日本人母から生まれ、アメリカ人夫妻に養子に託されたという男性から相談が寄せられました。男性は自分が養子縁組された生い立ちについて受け入れることができて、養親に感謝をしつつも「誰かが記憶しているかもしれない自分にまつわる記憶を自分のものにしたい」という切実な想いを口にしました。男性が指す“誰か”とは、生みの親であり、彼の出産に携わった医療従事者

ISSJは、団体設立時より、養子縁組の記録を全て保管しています。2022年度、データベースとして永年保管するプロジェクトをはじめました。

# 養子縁組の記録管理のあり方を考える。

や、養子縁組に関わった福祉関係者でもあるでしょう。男性が“知らない記憶”は、当時の彼を知る人たちから語られることが望ましいのですが、当事者が十数年前の記憶を鮮明に覚えていられるとは限りません。“誰か”的記憶は文書や写真等の記録によって残されていれば、探し出して、つなぎ合わせることが可能になります。相談窓口のワーカーは、この“記憶”を自分のものにするために必要なこの過程を支えながら、埋もれた記憶探しをお手伝いしています。

の第一歩として2022年度に永年記録保管プロジェクトを立ち上げました。アーカイブズ学の専門家でおられる白石大学の阿久津美紀助教をスープーバイザーにお招きし、資料の電子化だけではなく、データベース化を試行し、情報開示の効率化を図るため、記録の分類にも取り組んでいます。本プロジェクトの試みと成果をゆくゆくは養子縁組に携わるすべての団体に還元できるように、と願いながらプロジェクト作業にあたっています。

(ソーシャルワーカー武田)





# インタビュー 阿久津美紀氏(目白大学助教) 「記録」とは何か。知るべきことを

永年保管プロジェクトに参加してくださっている阿久津助教に、特別養子縁組の情報を記録保管することの重要性、またその課題を聞きました。

ナードがイニシアチブを取った。この専門で、一語鉄道の研究の第一人者だ。そして現在、ISSSJが取り組んでいる特別養子縁組の「永年記録保管プロジェクト」に、専門家の立場から関わってくださっている。

潇洒な大学のキャンパスに、にこやかに現れた阿久津美紀先生。アーカイブス学が専門で、「記録」の研究の第一人者だ。そして現在、ISSJが取り組んでいる特別養子縁組の“永年記録保管プロジェクト”に、専門家の立場から関わつてくださつている。

るところもあれば、手書きのメモや資料をファイリングしてあるだけということもあるそうだ。 「養子縁組が完了した後の“知る権利”をどうやって保障していくのかに関しては、ほとんど議論されていません。問い合わせを受けた時のために、記録の管理体制を整えることが、今求



永年保管にむけて、書類保管用のキャビネットを交換。

A medium shot of a woman with dark, shoulder-length hair, smiling at the camera. She is wearing a white, ribbed, cable-knit sweater. She is standing in front of a red brick wall with a white wrought-iron gate featuring decorative scrollwork. To her left, there is some green foliage.

自白大学構内にて。阿久津先生は大学時代に古文書に興味を持ち、歴史学を研究していたそう。

考え方がちがうために

「例えば児童養護施設において  
の記録は、子どもを取り巻く情  
報を職員同士が共有するために  
活用されています。

一方特別養子縁組は、当事者へ  
の情報開示のための記録保存が  
主な目的となり、あっせん団体  
がその役割を担っています。どん  
な情報をどのように残している  
のかが重要なのですが、現状で  
はそれは統一されておらず、保  
管状態はばらばらです」

特別養子縁組を請け負うあつ  
せん団体は、資金繰りや人員体  
制も異なるため、縁組をした子  
ども、生みの母、養親の情報管理  
に関しては、それぞれの方針にゆ  
だねられているのが実情という。  
きらんこニーナースビン

「一枚の縁組に対してもA4の紙一枚だけしか残されていない例もあるそうで、このような場合は、当事者が知りたい情報を満足に得ることはできない。今回、ISSJさんが先駆けてこの記録保管プロジェクトをはじめてくれたので、ほかの団体さんも続いていたらと思っています。なぜなら設立した年数が早ければ早いほど活動歴が多いわけで、その分記録をたくさん抱えることになります。日本で最も長い歴史のあるこちら（ISSJ）がプロジェクトを遂行し活用していれば、ほかの団体の指標にもなります」

ここ10年くらいにできた団体であれば100分の1くらいの作業量ではじめられるはず、と

先生は言う。生みの母とのやり取り、養親がどういう風にして自分を迎えてくれたのかなど、たとえ小さな情報であっても当事者には大変重要なものだ。それは希望すればつねに見られるものでなければならない。「統一したフォーマットを作り、どのあっせん団体もそれを記録保管に使うようになればいいのですが」と先生。例えばもし、オンライン上などに、フォーマットの雛型があがつていれば、当事者がそれを見ただけで、「ああ実際にはこれに関する情報が保管されているのだな」と判断することができる。こういった統一書類のひとつをとっても自治体や国も関与して積極的に導入していくべきだ

が、残念ながら現状ではそこには至っていない。

## 記録開示がもたらすものは



ISSJの事務所で打合せと作業をしています。



阿久津美紀  
あくつみき

社会的養育や特別養子縁組に関する記録や情報管理、記録へのアクセスについて研究を行う。著書『私の記録、家族の記憶—ケアリーヴァーと社会的養護のこれから』。2018年より自由大学人間学部児童教育学科助教。



● 実習生さんからおはなしを聞きました

実習生として、富岡千香子さん（上智大学）に、養子縁組事業や日本語教室の補佐をはじめ、記録保管プロジェクトの業務に携わっていただきました。

資料の什分けやデジタル化作業で、印象に残ったことは？

「私は1990年代後半にISSJで養子縁組された約10件の記録を担当しました。その中に養子に出した子どもへの想いが書かれた何十枚もの手紙の束があり、その量の多さと、そこから伝わる生みの母の気持ちの振れ幅に驚きました。担当したケースのうち半分は生みの母の写真も手紙も残っていませんでしたが、ソーシャルワーカーによるプログレスレポートなどは、やはり生みの母の葛藤がわかるものが多かったです。

「データベースというと、今はすごく身近で簡単にアクセスできるものが多いので、最新の技術ならすぐできると思っていました。ですが、実際は作業量や維持費もかかるので、他機関との連携が必要なものだと実習をとおして実感しました。」

※本事業は日本財団の助成を受けて実施しています。

# アーカイブス ISSJのあゆみ Vol.1「戦後の日本社会」

ISSJは、養子縁組事業や日本に暮らす移住者の支援の中で、子どもを中心とする家族へのソーシャルワーク（相談支援）を行っています。ISSJの事業が多岐にわたる背景は、設立から現在に至るまでの社会の変化と、それに伴うソーシャルワーカーたちの実践にあります。このシリーズでは、ISSJの成り立ちから現在に至る過程について、お話をします。



## 占領期の日本と戦後「混血児」

ISSJの前身は「日米孤児救済合同委員会（American Joint Committee for Assisting Japanese-American Orphans）－以下、委員会」で、1952年に設立したとされています。これは、日・米・カナダ人有志による任意団体で、第二次世界大戦後の駐留軍兵士と日本人女性の間に生まれた子どもたちの救済を目的として、国際養子縁組の支援を行っていました。

委員会の始まりについては正確な記録がなく、1945年からという説もあります。ただ、「1952年」には様々な変化がありました。この年は、サンフランシスコ条約が発効して連合国による占領が終了した年であり、同時に、戦後に日本人女性と駐留軍兵士との間に生まれた、いわゆる「混血児」が就学年齢に達し始め、その存在が顕在化した年でもありました。前例のない事態に対して政府は実態調査を行い、それを受けた国会でも議論が行われました。一方、「委員会」は、養子縁組によって子どもたちに新しい家庭を見つけると共に、日本に残された女性にも、米国に渡って米国人夫との家族再統合を行う支援を継続していました。米国では1953年に「難民救済法（Refugee Relief Act）」が成立しすると米国人の養子と

なった孤児や、縁組手続中の孤児も入国が認められるようになり、日本から米国へわたる国際養子縁組が活発化しました。委員会からISSJに引き継がれ残されている記録では、1952～1954年の3年間に委員会による国際養子縁組は785人であったとされています。

## ISSの日本支部に

委員会は、国際養子縁組を支援する中で、専門知識の必要性を痛感するようになりました。それが、ソーシャルワークです。海外に多くのネットワークを持っていた委員会は、ジュネーブに本拠を置くInternational Social Service (ISS) に連絡し、1955年に業務提携を開始します。これにより、ISSから専門家を招聘して研修を行うことが可能になりました。委員会スタッフは欧米のソーシャルワークを直接学ぶ機会を得て、養子縁組で実践するようになり、そのスキルは後世に受け継がれています。委員会はISS日本代表部として活動を続け、1959年に社会福祉法人日本国際社会事業団として認可され、同時に、正式なISS日本支部となりました。

(次回へ続く)

メールマガジン  
会員募集中!

ご登録はQRコードから



「アーカイブス ISSJのあゆみ」は  
ニュースレターやメールマガで  
連載します。メールマガは、2か月  
に1回程度、活動報告などを  
配信をしています。

## ご寄付のおねがい



いつも温かいご支援、誠にありがとうございます。

養子縁組や、国境を越えて移動する家族や子どもの相談支援のために  
使用させていただきます。ISSJへのご寄付は、

特定公益増進法人への寄付（特定寄付）に該当し、優遇措置の対象となります。

クレジットカード  
Paypalでの決済



ISSJのホームページから  
ご利用いただけます

### 銀行振込

三菱UFJ銀行  
中目黒支店 普通 0397932

口座名義

社会福祉法人 日本国際社会事業団

### 郵便振替

00190-7-64911  
(○一九店 当座 0064911)

加入者名

社会福祉法人 日本国際社会事業団

### 任意の金額 をご寄付

ご自由な金額を  
その都度ご指定  
いただけます。

### ISSJの 会員になる

個人会員  
年1口/5,000円  
団体会員  
年1口/100,000円

※ マンスリーサポーター  
の寄付領収書は1年分を  
まとめ翌年1月に郵送します。

### マンスリー サポーター

1,000円～5,000円/月  
1,000円単位でお選び  
いただけます。

寄付領収書の郵送のため  
お振込みの際はISSJまで  
お名前とご連絡先を  
おしらせください。